

ある日突然、犯罪被害者になる可能性がある

令和4年に発生した犯罪認知件数の数は、60万件を超えています。暴行・傷害・殺人・窃盗・強盗・詐欺・DV・ストーカー・性的被害・交通被害などの犯罪被害に遭う人は、特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人たちです。その平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きるのです。

犯罪被害者やその遺族・家族には、事件による直接的な心身の被害以外にも、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々によるうわさ話やマスコミの取材・報道による精神的被害などの様々な被害が降りかかることが少なくありません。

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として取り組むべき課題です。そのためには、周囲の人たちが、被害者が置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけることが大切です。

鳥取県では、令和6年4月に犯罪被害に遭われた方や、その家族の方々をサポートするため、ワンストップの総合相談窓口(鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター)を開設し、市町村・関係機関との連携強化、専門人材を含めた支援計画の作成、被害者に寄り添った支援の充実を目的に支援体制が構築されたところ です。

犯罪被害は、他人事ではありません。何時、誰の上にでも起こりうることだと理解して、この問題を考えていくことが大切です。